

三菱マテリアル株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 この会社は、三菱マテリアル株式会社と称する。英文ではMitsubishi Materials Corporation とする。

(目 的)

第2条 この会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 銅、鉛、亜鉛、金、銀、錫、銅荒引線、銅ケーキ・ビレット、銅管その他の非鉄金属及び貴金属製品の製造、販売
2. セメント、セメント系固化材、セメント加工品その他の窯業製品の製造、販売
3. 超硬合金・工具、ダイヤモンド工具、焼結機械部品、含油軸受その他の粉末冶金製品の製造、販売
4. 特殊耐蝕・耐熱合金、特殊銅合金、ダイカスト用亜鉛合金、精密鋳鍛造品その他の非鉄金属合金の製造、販売
5. 精密金型、一般産業用機械・装置・機器、貯蔵容器、輸送容器、車輛、住宅設備機器の製造、販売
6. 飲料用アルミニウム缶、缶蓋その他の飲食用容器の製造、販売及び使用済アルミニウム缶の回収
7. 半導体用シリコン、金極細線・精密圧延品、スパッタリングターゲット、高純度材料、石英製品、セレン、テルル、マイナーメタル、導電性粉末その他の電子機器用・通信機器用部品及びその材料並びにその他の電気機械器具の製造、販売
8. ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油、アスファルト、潤滑油、液化石油ガス、その他の石油製品の売買及び石炭・コークス、鉄鉱石その他の鉱産物の生産、販売
9. 砂利、砂、碎石その他の土木建築用原料及び材料の生産、加工、販売並びに土石採取業
10. セラミックコンデンサ、サーミアブソーバ、サーミスタ、バリスタ、ノイズフィルタ、抵抗器、セラミック人工骨その他の特殊セラミックス製品の製造、販売
11. 硫酸、ケイ素化成品、フッ素化成品、顔料、電融マグネシア、炭酸カルシウムその他の無機化学工業製品及びコンクリート混和材、塗料、タイヤその他の有機化学工業製品の製造、販売
12. 原子力分野における調査、研究、開発、設計、建設、運転、技術サービスに関する業務及びその受託並びに原子燃料の製造、販売
13. 医薬品、医療用具及び食品添加物の製造、販売
14. 生化学、微生物学等生物科学分野における調査、研究、開発及びこれらの技術を利用した微生物製剤、酵素製剤の製造、販売
15. 情報処理・情報通信に関する機器、システム及びソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、使用許諾並びにこれに関連するサービス業務の受託
16. 土木建築工事及び機械・電気設備工事の設計、監理、施工その他の建設業
17. 鉱業、製錬業、金属加工業、化学工業、電気事業、肥料製造業、製塩業、農林業、一般・産業・医療用廃棄物処理業
18. 前各号の事業に関連する原料・部品・製品の売買、調査、研究、開発、計画、設計、技術指導、工事請負、コンサルティング及びエンジニアリング業務
19. 運送業、保険代理業、問屋業、地方鉄道及び自動車による運輸業、海上運送事業、代理業、倉庫業、旅行代理業
20. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介並びに土地造成
21. 保健・体育、観光・娯楽に関する施設の経営、管理、賃貸、運営サービスの提供
22. 前各号に掲げるものの付帯事業

(本 店)

第3条 この会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 この会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 この会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法による。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 この会社の発行可能株式総数は、3億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 この会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 この会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 この会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に定める権利
2. 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 この会社の単元未満株主は、株式取扱規則の定めに従い、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことをこの会社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 この会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びにこの会社に対する株主の権利行使についての手続き等は、法令または定款のほか、取締役会の決議により委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 この会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 この会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、この会社においては取扱わない。

(基準日)

第13条 この会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは予め公告の上、一定の日現在において株主名簿に記載または記録された最終の株主または登録株式質権者をもって、株主または登録株式質権者の権利を行使することができる者とする。

(株主等の届出事項)

第14条 株主、質権者またはその法定代理人は、その氏名及び住所を、株式取扱規則の定めに従い、届出なければならない。その変更があったときも同様とする。

- 2 外国に在住する株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、株式取扱規則の定めに従い、届出なければならない。その変更があったときも同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第15条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

- 2 定時株主総会の議決権に係る基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、予め取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、予め取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役が議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 この会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、この会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面をこの会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、議長及び出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第21条 この会社の取締役は、12名以内とする。

（取締役の選任方法）

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会長）

第24条 取締役会の決議によって取締役会長1名を定めることができる。

（取締役会の招集者及び議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議及び議事録）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

3 この会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の責任免除）

第28条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

第5章 委員会

（各委員の選定方法）

第29条 この会社の指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

（各委員会規定）

第30条 各委員会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める各委員会規定による。

第6章 執行役

（執行役の選任）

第31条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

（執行役の任期）

第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

（代表執行役及び役付執行役）

第33条 この会社は取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、執行役社長1名を選定し、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を選定することができる。

（執行役の責任免除）

第34条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第37条 この会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 この会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 この会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 この会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 この会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過しても、なお受領されないときは、この会社は、その支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 この会社は、第94回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

[沿革]

1950年 4月 1日 制 定	1973年 5月30日 一部変更	2000年 6月29日 一部変更
1950年 7月31日 一部変更	1973年11月29日 一部変更	2002年 6月27日 一部変更
1951年11月30日 一部変更	1973年12月 1日 一部変更	2003年 6月27日 一部変更
1952年12月 1日 一部変更	1974年 5月30日 一部変更	2004年 6月29日 一部変更
1956年11月29日 一部変更	1975年 5月30日 一部変更	2005年 6月29日 一部変更
1957年 5月29日 一部変更	1982年 6月29日 一部変更	2006年 6月29日 一部変更
1963年11月28日 一部変更	1986年 6月27日 一部変更	2009年 6月26日 一部変更
1964年11月27日 一部変更	1988年 6月29日 一部変更	2011年 6月29日 一部変更
1967年 5月30日 一部変更	1990年12月 1日 一部変更	2015年 6月26日 一部変更
1968年 5月30日 一部変更	1991年 6月27日 一部変更	2016年 6月29日 一部変更
1970年 5月29日 一部変更	1994年 6月29日 一部変更	2019年 6月21日 一部変更
1971年 5月28日 一部変更	1998年 6月26日 一部変更	2022年 6月28日 一部変更
1972年 5月30日 一部変更	1999年 6月29日 一部変更	